

公告第 27 号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 274 条の 3 第 1 項の規定により公告する。

平成 30 年 2 月 13 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3 に掲げる期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「ビル管理法」という。）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成 30 年 4 月 1 日に登録を受けていることが確実であること。

イ ビル管理法第 12 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成 30 年 4 月 1 日に当該登録を受けていることが確実であること。

ウ ビル管理法第 2 条第 1 項に規定する特定建築物又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院において、業務対象延べ床面積 10,000 平方メートル以上の清掃業務を、平成 27 年 1 月 1 日以降、12 月以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に 2 の(3) に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成 30 年 3 月 5 日（月）午後 5 時 15 分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話 024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成 30 年 3 月 5 日（月）午後 5 時 15 分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において平成 30 年 2 月 13 日（火）から同年 3 月 5 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4 に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 100 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで平成 30 年 2 月 23 日（金）午後 5 時 15 分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成 30 年 3 月 26 日（月）午前 10 時

(2) 場所 福島県庁本庁舎 5 階正庁（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成 30 年 3 月 23 日（金）午後 5 時 15 分までに 3 に掲げる場所に必着のこと。

なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

8 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成 30 年 4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分

の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。
- (4) 落札者の決定の方法 入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Prefectural Government Office Cleaning Service 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 26 March 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 23 March 2018
- (4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives&Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7080

(施設管理課)